

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成25年7月25日～平成25年8月23日(耐冷性ユーカリ))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
耐冷性ユーカリ (des9, <i>Eucalyptus globulus</i> Labill.)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省及び文部科学省のホームページ、J-BCH(バイオセーフティクリアリングハウス)に掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成25年7月25日(木)から平成25年8月23日(金)まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は文部科学省ライフサイエンス課

3. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	9通
整理した意見数	3件

4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

	意見分野	意見要旨	回答	件数
1	生物多様性への影響について	遺伝子組換え耐冷性ユーカリの開発により世界各地で植林されることになれば、長期にわたって生態系への影響が懸念される。	<p>本申請は、遺伝子組換えユーカリを限定された場所・期間において研究利用することについて、遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号)に基づき、競争における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の評価の項目に関して科学的データや学識経験者からの意見を踏まえて検討したものであり、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。</p> <p>なお、本申請については、限定された場所・期間において研究目的のために使用等することに対して承認を行うもので、その他の場所において広く栽培や植林を行い、また、それらを流通することについての承認を行うものではありません。</p>	7
2	学識経験者への意見聴取について	学識経験者への意見聴取については、前回申請の審査に関わったメンバーに加え、別の学識経験者に対しても意見を伺うべきであり、それも踏まえ、広く国民の意見を求めたらどうか。	<p>遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認に当たっては、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)(以下「法」という。)に基づき、学識経験者からの意見聴取を行うこととされています。また、学識経験者については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)において、生物多様性影響に関し専門の学識経験を有する者を選定することとされており、これらの規定に基づき、関連する様々な分野の専門の学識経験者の選定を行っています。</p> <p>さらに、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号)に基づき、国民から聴取した意見を考慮することとされており、本申請に係る第一種使用規程等とともに、学識経験者からの意見も併せて公表しています。</p>	1
3	パブリックコメントの方法について	パブリックコメントの方法そのものが、意見を提出しにくいものとなっている。	<p>パブリックコメントは、募集を開始する際に、記者発表(プレスリリース)を行うとともに、文部科学省及び環境省のウェブサイトを通じて広くお知らせしています。</p> <p>また、インターネットを利用できない方のために、要望に応じて資料配付についても対応しています。</p>	1